

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

(平5.7.28 丙暴発第10号 警察庁刑事局長から
各付属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警
察の長、北海道警察各方面本部長あて)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第41号）の制定の趣旨及び要点並びに運用上の基本的留意事項は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（依命通達）」（平成5年7月7日付け警察庁乙刑発第7号）をもって通達されたところであるが、法の施行に関する細目的留意事項は下記のとおりであるので、法の施行に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を、「旧法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）を、「施行規則」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成5年国家公安委員会規則第6号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則をそれぞれいうものとする。

目次

第1 暴力的要求行為の禁止等の規制の強化

1 暴力的要求行為に係る行為類型の追加（法第9条関係）

- (1) 不当入場券等購入要求行為（第5号）
- (2) 不当貸付類似要求行為（第8号）
- (3) 不当信用取引要求行為（第9号）
- (4) 不当自己株式買取要求行為（第10号）
- (5) 競売等妨害行為（第12号）
- (6) 証券取引に係る因縁をつけての金品等要求行為（第14号）

2 暴力的要求行為の現場に立ち会い助ける行為の禁止（法第10条第2項関係）

3 暴力的要求行為の要求等に対する命令の規定の整備（法第12条関係）

- (1) 暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令の内容の充実（第1項）
- (2) 暴力的要求行為の現場に立ち会い助ける行為に対する中止命令の新設（第2項）

第2 加入の強要等の規制の強化

1 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等の禁止（法第16条第3項関係）

- (1) 密接関係者（施行規則第22条）
- (2) 密接関係者に関し指定暴力団員が行うことが禁止される行為

(施行規則第23条)

- 2 加入の強要の命令等の禁止 (法第17条関係)
- 3 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する措置 (法第18条関係)
 - (1) 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する中止命令 (第16条第1項関係)
 - (2) 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する再発防止命令 (第2項)

第3 暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の規制

- 1 指詰め等の強要等の禁止 (法第20条関係)
- 2 指詰め等の強要の命令等の禁止 (法第21条関係)
- 3 指詰め等の強要等に対する措置 (法第22条関係)
- 4 少年に対する入れ墨の強要等の禁止 (法第24条関係)

第4 離脱の意志を有する者に対する援護等

- 1 暴力団員の社会復帰対策についての基本的考え方
- 2 公安委員会と都道府県センターの役割分担
- 3 離脱の意志を有する者に対する援護等 (法第28条関係)
 - (1) 援護の措置の対象者
 - (2) 援護の措置の内容 (施行規則第27条)
 - (3) 援護の措置に係る記録の作成
 - (4) 社会復帰アドバイザー (施行規則第28条)
 - (5) 社会復帰のための啓発 (法第28条第2項)
 - (6) 都道府県センターからの報告 (法第28条第3項、施行規則第29条)

第5 その他

- 1 事務所等における禁止行為 (法第29条、施行規則第31条関係)
- 2 暴力的不法行為等 (法別表、施行規則第1条関係)
- 3 その他
 - (1) 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則 (平成5年国家公安委員会規則第4号)
 - (2) 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則 (平成5年国家公安委員会規則第9号)
 - (3) 不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する告示 (平成5年国家公安委員会告示第3号)

記

第1 暴力的要求行為の禁止等の規制の強化

- 1 暴力的要求行為に係る行為類型の追加 (法第9条関係)

今回の改正は、最近において暴力団員による競売や各種の有価証券絡みの資金獲得活動が目立っている実態にかんがみ、法第9条の各号に、暴力的要求行為に係る行為類型として、競売の対象となるような不動産に絡む不当な要求行為を追加した (第1

2号)ほか、株式等の有価証券の取引に係る一連の不当な要求行為を追加する(第9号、第10号)とともに、既存の暴力的要求行為と同様の行為類型の不当な要求を入場券等の証券や手形等を利用して行う場合に対処するため所要の手当を行った(第5号、第8号、第14号)ものである。

なお、第5号には「証券若しくは証書」、第9号には「有価証券」、第14号にも「有価証券」という用語が用いられているが、第9号の「有価証券」が指すものよりも第5号の「証券若しくは証書」及び第14号の「有価証券」の指すものの方が範囲が広く、第5号の「証券若しくは証書」と第14号の「有価証券」の指すものの範囲はほぼ同じである。

(1) 不当入場券等購入要求行為(第5号)

第5号の改正の趣旨は、暴力団員が縄張内の営業者に対して購入を要求するおそれのある何らかのチケット類全般を規制の対象としようとするものであり、「証券若しくは証書」とは、財産的権利を表示し不特定の人を対象に売り出されることの有り得るようなチケットなど広く権利義務について記載がなされた紙片等の全般を指す用語として用いている。

「その他の興行」とは、例示されている歌謡ショーのほか、興行の内容に特に限定はなく、入場券が発行されるような興行の全般を指すものであり、例えば、新国劇その他の演劇、プロレスその他のスポーツ、漫才その他の演芸等の興行全般を指すものである。

縄張内の営業者に対して暴力団員が要求している事例としては、「パーティー券」に該当するのは、ディナーショーのパーティー券の事例が多いが、花見の会の招待券のようなものも想定される。

「その他の証券若しくは証書」とは、法文中に例示されている「興行の入場券」や「パーティー券」以外の証券又は証書全般を指し、テレホンカード等のプリペイドカードや興行の入場券以外の入場券(例えば、遊園地やスポーツ施設等の利用券)等もこれに包含される。

(2) 不当貸付類似要求行為(第8号)

旧法の第9条第8号においては、指定暴力団員が威力を示して不当に金銭の貸付けを要求する行為が禁じられているが、手形の割引等を不当に要求する行為は禁じられていないため、最近の暴力団の活動実態として手形の割引等を不当に要求する等の行為が認められる。

そこで、今回の改正では、金銭の貸付けと法律的形式は異なるが経済的機能とし

ては同様である手形の割引等による金銭の交付や金銭の貸付け（及びその類似行為）の媒介を行うことを要求する行為を新たに規制の対象に追加したものである。

すなわち、改正によって新たに禁止されることとなる行為は、①手形の割引、売渡担保及びこれらに類似する方法による金銭の交付 ②金銭の貸借とその類似行為である手形の割引、売渡担保その他これらに類似する方法による金銭の授受の媒介である。第8号に規定する「その他これらに類する方法」とは、例示されている「手形の割引」や「売渡担保」のほか、法律形式の如何を問わず経済機能として貸付けの實質を有するものすべてを含む趣旨である。

(3) 不当信用取引要求行為（第9号）

不当信用取引要求行為を暴力的要求行為の類型として追加したのは、最近において暴力団員が不当に信用取引に介入している実態が確認されていること、信用取引は証券会社が信用を供与することにより通常取引（現物取引）に比べ証券会社により大きなリスクを負担させることとなる取引であり、また、暴力団員による不当な要求の対象となりやすいことから、暴力団員が不当に信用取引の受託を要求することを規制する必要があるからである。

第9号では、指定暴力団員が、証券会社が拒絶しているにもかかわらず信用取引を行うことを要求することや、証券会社が信用取引を行う条件として示している事項に反して著しく有利な条件で信用取引を行うことを要求することが禁止される。

ア 「外国証券会社」

第9号の禁止行為の相手方として外国証券会社を含むこととした理由は、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社も、信用取引の受託をすることができるものであり（同法第17条第1項）、暴力団員による不当信用取引要求行為の被害に遭うおそれは国内の証券会社と変わらないからである。

イ 「有価証券の信用取引」

第9号に規定する有価証券の信用取引を行うことの要求には、有価証券の先物取引、指数取引やオプション取引等は含まない。本号において規定する有価証券の信用取引とは証券取引法第49条第1項に規定する信用取引であり、同項に規定する信用取引には先物取引、指数取引及びオプション取引等は含まないこととされているからである。

なお、第9号において有価証券の先物取引等を規制しなかったのは、同号の規制は取引の規制であるから謙抑的であるべきところ、現在までに、有価証券の信用取引については暴力団員が介入している実態は確認されているものの、有価証

券の先物取引等についてはそのような実態は確認されていないからである。

ウ 「著しく有利な条件」

「著しく有利な条件」による要求とは、例示されている「顧客が預託すべき金銭の額」のほか、例えば、次のような要求が挙げられる。

- a 追加保証金の不足が生じた場合等に手仕舞をさせず、追加保証金も差し入れずに取引を継続することを要求すること。
- b 金利及び品貸料を払わずに取引を行うことを要求すること。

(4) 不当自己株式買取要求行為（第10号）

第10号の立法趣旨は、株式会社自体や取締役等が暴力団員やその関係者が株主であることにより生ずべきトラブルや信用の失墜等について抱くであろう懸念につけ込んで行われる暴力団員による不当な株式買取り等の要求行為からこれらの者を保護しようとするものである。

ア 要求の相手方により異なる要件

第10号は、会社に対する要求は「みだりに」、取締役等に対する要求は「拒絶しているにもかかわらず」、「著しく有利な条件で」と要求が禁止される要件が異なっている。

これは、会社自体に対する要求の場合には、

- a 原則として相手方に商法に違反する行為を要求するものであり、正当な取引行為ではないこと
- b 例外的に商法上自己株式取得が許容される場合にも、要求の内容等によっては不当と判断し得る場合があることから、「みだりに」を要件としたものである。

一方、取締役、監査役や株主に対する要求の場合には、暴力団員が行うものとはいえ、取引行為についての規制であるので、その規制範囲は要求行為の不当性が明らかである場合に限ることが適当であることから、金銭貸付業者に対する不当貸付要求行為（第8号）と同様に、「拒絶しているにもかかわらず」及び「著しく有利な条件で」を要件としたものである。

イ 「著しく有利な条件」

第10号の「著しく有利な条件」には、例えば、次のようなものが該当する。

- a 要求に係る株式の市場価格より著しく高値での買取りを要求すること。
- b 買取りの対価として、値上がりが確実に見込める子会社の未公開株式を提供するように要求すること。

c 要求する暴力団員が増資等の情報を握っていて、増資等により値下がりする前に買い取るべきことを要求すること。

ウ 「あっせん」

会社やその取締役等が株式の買取りを「あっせん」する先としては、その会社と取引や資本等について何らかの関係があり、影響力が行使できるところや実質的な名義貸しを期待できるところ等が想定できる。具体的には、次のようなところが挙げられる。

- a その会社の安定株主
- b その会社と株式の持合いをしている会社
- c その会社の創立者等のオーナー株主
- d その会社の取引先会社
- e 系列会社、下請会社
- f 関係金融機関等（主たる取引銀行、幹事証券会社）
- g その会社の従業員

(5) 競売等妨害行為（第12号）

いわゆるバブル経済の崩壊後、担保不動産の売却が困難になっていること等を背景として、暴力団員が、抵当不動産を占拠すること等によりその不動産に暴力団が関係している外観を創り出した上で、不動産の所有者やその債権者に対して明渡し料等の名目で不当な金品等の要求行為を行っている実態がみられる。

これらの行為は、暴力団が関係する物件は売却や引渡しが困難になることが多いという関係者（金融・不動産業者、法曹関係者）の認識を利用して、競売の対象となるような不動産の売却が円滑に行われることを期待する者に対して、暴力団が当該物件に関与していると思わせるような手段を講じることにより、抵当権者等に手続きの過程でトラブルが生じることを懸念させた上で、相手方の困惑につけ込んで金品等を要求する不当な行為であるので、これを規制することとしたものである。

なお、第12号は、暴力団員の競売等をめぐる不当な行為の実態にかんがみ、公の機関によらない私的整理の場合や競売開始決定前の行為であっても規制の対象となる。

ア 「支配の誇示」

「支配の誇示」とは、競売の対象となるような「土地等の所有又は占有に関与していることを殊更に示すこと」であり、土地等の売却、引渡しが正常に行われることを期待する抵当権者等の関係者に、その売却、引渡しの手続の過程に暴力

団が関与、介在しているためにトラブルが生じ、その手続が円滑に進まないのではないかという懸念を意図的に抱かせる行為を指し、その方法の如何を問わない。

(ア) 「占拠」とは、一般に一定の場所に立てこもり、他人の入るのを許さないことをいうが、本号の「占拠」は土地等についての支配の誇示の方法の例示であり、当該土地等を占有した上で当該土地等の所有又は占有に関与していることを殊更に示す行為を指している。

「占拠」に該当する典型的な行為としては、次のようなものが挙げられる。

- a 暴力団員が建物に立てこもること。
- b ビルの入口を封鎖し、抵当権者等の出入りや見分を妨げること。
- c 多くの暴力団員が土地にたむろすること。

(イ) 「自己の氏名を表示すること」とは、「占拠」とともに、「支配の誇示」の方法の例示である。

したがって、それ自体が「指定暴力団の威力を示す」行為と言えないものであっても、「支配の誇示」には当たる場合がある。すなわち、指定暴力団の名称や代紋等が当該土地等に表示されていれば、当然「支配の誇示」に該当する（威力も示したことになる）が、これに限らず、単に暴力団員の氏名、暴力団関係企業の名称やこれらの電話番号などが表示されているに過ぎない場合であっても、表示される場所、表示の大きさ、表示された時期等の表示の方法や土地等の利用状況などに照らし、誰が関与しているかを意図的に分からせるような態様で表示していれば、「支配の誇示」に当たる場合がある。

(ウ) 「その他の方法」とは、第12号に土地等についての支配の誇示の方法として例示されている①土地等「の全部又は一部を占拠すること」、②「当該土地等又はその周辺に自己の氏名を表示すること」以外の支配の誇示の方法（すなわち、「当該土地等の所有又は占有に関与していることを殊更に示す」方法）の一切をいう。

具体的には、次のような方法が考えられる。

- a 建物内部に、空のたんすや冷蔵庫などを運び込み、時々見回りに来ること。
- b 建物の入口に配下の者を常駐させ、出入りする人をチェックすること。
- c （買取りを要求するために）土地に土砂を運び込むこと。
- d 土地に建物を建て、時々見回りをすること。

イ 要求の相手方

「その他当該土地等につき使用若しくは収益をする権利」とは、地上権、永小作権や賃借権をいう。また、「これらの権利を取得しようとする者」とは、競売手続その他の換価手続において土地そのものや換価の対象となる土地等の共有持分や地上権等の権利を買い受けようとする者である。

ウ 要求の名目

「明渡し料」以外の「その他これに類する名目」としては、次のようなものが想定される。

- a 建物の賃借権等の抹消料
- b 立ち退き料
- c 搬入した土砂の買取り
- d 自己が土地等の所有者に対して有するとする債権の代替払い

(6) 証券取引に係る因縁をつけての金品等要求行為 (第14号)

第14号 (旧法の第11号) では、購入した商品又は提供を受けた役務の瑕疵を虚構し又は誇張して行う金品等の要求行為が規制されているが、商品や役務にとどまらず、暴力団と一般市民 (企業) が有価証券の取引を行う場合には、その有価証券に関して因縁をつけて金品等の供与を要求する行為も当然予想されるところであり、購入した有価証券が表示する権利に係る瑕疵を虚構し又は誇張するなどして金品等を要求する行為は、商品や役務の場合と同様にそれ自体社会的な相当性を有しない行為であるので、これを規制しようとするものである。

ア 「有価証券に表示される権利」の瑕疵

「有価証券に表示される権利」の瑕疵とは、有価証券は、有価証券の所持人が証券に表示されている権利を行使することができることが原則であるが、手形の振出人が無能力である場合、手形が偽造されたものである場合等のように、有価証券を呈示すること等によって当該有価証券が表示する権利を行使できないようなときを想定している。

イ 「商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引」

第9号においては、有価証券の信用取引の受託要求についてのみ規制し、有価証券や商品の先物取引等については規制していないが、第14号の勧誘を受けてした取引に係る損失に因縁をつける要求行為については、有価証券及び商品の先物取引等に係るこの種の要求についても規制の対象に加えることとしている。

これは、第9号が通常取引行為に関する規制であることから、暴力団員の行うものとはいえ本来謙抑的に行うべきものであり、先物取引等の不当要求の実態

を把握していないため、これを規制しなかったものであるが、取引に係る損失に因縁をつける要求行為は、本来自らが負担すべきリスクを指定暴力団の威力を示して他に転嫁しようとする行為であって、取引の種別を問わず、それ自体社会的な相当性を有しない類型の行為であることから、併せて先物取引等についても規制したものである。

ウ 第14号の中段と後段の関係

新設の損失補てん型の要求行為（後段）は、一見すると証券事故（証券取引法第50条の3第3項）の主張の場合を含むがごとくであるが、規定の趣旨から、事故による損害賠償を口実とする場合には不法行為型（中段）の要求の適用問題であるので損失補てん型の要求行為（後段）の適用の問題は生じず、損失補てん型の要求行為（後段）は、専ら損失の補てんを端的に要求する行為を規制の対象とするものである。

エ 「みだり」な要求

後段の「みだり」な要求に該当する場合は、端的にいえば、証券取引をして価格の下落等により単に損をしたのに過ぎないにもかかわらず、損失を被ったとする金品要求行為が「みだり」な要求に該当する。

典型的な事例としては、次のような行為が挙げられる。

a 証券取引法により証券会社が損失の補てんに応ずることは法律で禁止されている旨説明したにもかかわらず、執拗に単に損失の穴埋めをしろと要求する行為

b 証券会社の落ち度により損失を被ったとあえて主張するなら大蔵大臣の確認を受けなければならないので、その手続を取る旨告げたところ、確認手続抜きで証券会社の判断で償えと要求する行為

また、「みだり」な要求に該当しないと考えられる例としては、次のような場合が挙げられる。

a 損失補てん要求をしたが、補てんに応ずることは法律で禁止されている旨説明したところ、理解して要求をやめたような場合

b 損失補てん要求が証券事故に該当するような場合でないとして証券会社が判断し、その旨説明したが、証券会社に落ち度があり大蔵大臣の確認の手続があるならその手続を取ってくれと要求するような場合

2 暴力的要求行為の現場に立ち会い助ける行為の禁止（法第10条第2項関係）

法第10条第2項は、法第10条第1項（旧法第10条）違反に当たらない場合で

も暴力的要求行為の現場において当該暴力的要求行為の実行を容易ならしめる行為を行うことを何人に対しても禁止する趣旨である。

ア 「立ち会」う

「立ち会」うとは、暴力的要求行為が行われている場所に同席することであり、また、暴力的要求行為を「助ける」とは「助ける」と法的に評価され得る程度の言語又は動作が必要であることから、「立ち会い」「助ける」行為には、助けるために同席していると認められることが必要であり、たまたまその場に居合わせただけである場合や、単に暴力的要求行為の状況をやじ馬的に眺めているだけの行為等は含まれない。

イ 違反行為者

指定暴力団員以外の者で、法第10条第2項の違反者となり得る者としては、①暴力的要求行為の依頼（要求）者やその関係者、②暴力的要求行為を行っている指定暴力団員の所属する指定暴力団の準構成員やその指定暴力団員と交遊関係にある者等が想定される。

ウ 違反行為成立の要件と具体例

ところで、法第10条第2項違反が成立するためには、①指定暴力団員が暴力的要求行為をしていること ②その現場に立ち会うこと ③当該暴力的要求行為を助けることの要件を満たすことが必要であり、行為者が指定暴力団員や準構成員その他の暴力団関係者である場合と暴力的要求行為の依頼者等の一般人である場合において、これらの要件の認定に差異を生むものではない。

まず、指定暴力団員について法第10条第2項違反が成立するのは、指定暴力団員Xが行っている暴力的要求行為の現場における指定暴力団員Yの行為が、威迫するなどの暴力的なものであってXの行為を「助け」ていると認められるが、Y自身については暴力的要求行為が成立するとまでは言えない場合である（Yが指定暴力団員以外の暴力団員である場合や、準構成員である場合も同様である。）。

これに対し、指定暴力団員を含む暴力団関係者と依頼者等の一般人が要求現場において助け合って暴力的要求行為を行う場合には、指定暴力団員や暴力団関係者は威力を示す等の暴力的な言動、暴力的要求行為の依頼者等は要求内容の具体的説明といったような役割分担であ

るものと考えられる。

そのような意味において、違反行為者が指定暴力団員や準構成員その他の暴力団関係者である場合と暴力的要求行為の依頼者等の一般人である場合では行為の類型が異なるものと考えられ、典型的な具体例についてはそれぞれ次のようなものが挙げられる。

- a 行為者が指定暴力団員や準構成員その他暴力団関係者である場合
 - (a) 他の指定暴力団員が暴力的要求行為を行っている現場において当該他の指定暴力団員が行う当該暴力的要求行為の相手方を威迫するような行為
 - (b) 他の指定暴力団員と共に現場を訪れ、当該他の指定暴力団員が暴力的要求行為を行っている間、特段の言動はないもののその現場に同席し、当該他の指定暴力団員と共に現場から立ち去る行為
- b 行為者が暴力的要求行為の依頼者等の一般人である場合
 - (a) 指定暴力団員と共に相手方を訪れ、その指定暴力団員の暴力的要求行為に係る言動に合わせて要求行為の内容を説明する行為
 - (b) 指定暴力団員と共に相手方を訪れ、その相手方に対し、暴力的要求行為に応ずるように促す行為

また、次のような場合には、暴力団関係者以外の一般人に対して、法第10条第2項の違反行為として中止命令をすることのないように留意すること。

- (a) 暴力的要求行為を行っている指定暴力団員に脅されて、外形から見れば法第10条第2項違反の行為をした場合
 - (b) 暴力的要求行為の言動をたまたま聞きつけ、現場でやじ馬的に「もっとやれ」等のやじを飛ばすような行為をした場合
- 3 暴力的要求行為の要求等に対する命令の規定の整備（法第12条関係）
- (1) 暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令の内容の充実（第1項）法第12条第1項の改正は、旧法第10条違反に対する再発防止命令の内容が、「当該行為に係る指定暴力団員に対して」暴力的要求行為を要求すること等を防止するため必要な事項に限定されている（旧法第12条）ことから、例えば、親分がある子分に対して旧法第10条違反をした場合に、他の子分に対して違反を繰り返すことを防止できないので、その子分も含め子分全員に対して暴力的要求行為の

要求等をすることを防止するために必要な事項を命ずることができるようにすることにある。この改正により、指定暴力団員以外の者（一般人）が法第10条第1項に違反して指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼した場合にも、旧規定では特定の暴力団員に対して二度と依頼してはならないという命令しか出せなかったものが、改正により、組は特定されているが組員は特定されていないような場合に対処できることとなる。

したがって、一般人が違反者である場合にも、その違反者の暴力団の利用実態に照らしてより明確な命令の内容となり、現在においても暴力団員を利用する市民や企業が根強く存在していることを考えると、その活用が期待されていると考える。

（2）暴力的要求行為の現場に立ち会い助ける行為に対する中止命令の新設（第2項）

法第12条第2項は、法第10条第2項の禁止規定の新設に伴い、その違反行為に対して中止命令ができるようにしたものである。

ところで、法第10条は第1項、第2項ともに、何人に対しても、暴力的要求行為を唆したり、助けたりする行為を規制していることにおいて共通している。しかし、同じ法第10条違反行為について、第10条第1項違反に対しては再発防止命令のみで中止命令がなく（法第12条第1項）、一方、第10条第2項違反に対しては中止命令のみで再発防止命令がない（法第12条第2項）。

その理由は、第10条第1項については、典型的には、暴力団の親分が配下の組員に暴力的要求行為を要求したり、一般人が暴力団に暴力的要求行為を依頼する行為であり、これらの要求や依頼を受けた暴力団員はこれに応じることが通常であり、要求や依頼自体が継続することがないと考えられることから、中止命令の必要性が乏しく、一方、再発のおそれがあるときは防止する必要があるので再発防止命令を設けたものである。

一方、新設の第10条第2項については、暴力的要求行為そのものに係る言動を規制するものであり、これは要求行為の相手方がその場で要求に応じるとは限られず、その場合には要求に係る言動が継続されるので、中止命令が必要であるとともに、一般人も含めた規制であ

るところ、一般人が一度現場において違法行為を助けたからといって、再び同種の行為をするおそれが一般的にあり得るという事実を把握するに至っていないので、今回の改正では再発防止命令は設けなかったものである。

第2 加入の強要等の規制の強化

1 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等の禁止(法第16条第3項関係)

(1) 密接関係者(施行規則第22条)

この密接関係者の範囲は、密接関係者を暴力団員の加入強要等の行為から保護する役割を果たし、又は果たすことが社会的に期待されている者という観点から規定したものである。

施行規則第22条において、密接関係者として規定した者は次のとおりである。

- a その者の親族(その者と同居し、かつ、生計を同じくする者を含む。)(第1号)
- b その者を保護者とする少年(第2号)
- c その者が雇用する者又は事業所において現にその者の監督下にある者(第3号)

「現にその者の監督下にある者」とは、現実に職務上の指揮監督を受け、又は継続的な指導、助言を受けている者、いわゆる部下のことであり、建設現場の現場監督にとっての作業員も含み、必ずしも雇用関係の有無は問わない。

- d その者が学校において現に教育又は養護をしている学生又は生徒(第4号)

「学校」とは、学校教育法に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校や各種学校を念頭に置いている。

- e その者が保護司として現にその改善及び更生を助けている者(第5号)
- f その者が暴力追放相談委員として相談を受け、現に行っている助言に係る者(第6号)

「当該不当な行為の相手方」とは、指定暴力団員による加入の強要等又は脱退の妨害を受けている者本人による相談の場合は相談者

自身、加入の強要等又は脱退の妨害を受けている者の親等による相談の場合は相談に係る加入の強要等又は脱退の妨害を受けている者が、当該暴力追放相談委員にとっての密接関係者となる。

(2) 密接関係者に関し指定暴力団員が行うことが禁止される行為（施行規則第23条）

法第16条第3項及び施行規則第23条において、密接関係者に関し指定暴力団員が行うことが禁じられる行為は、次のとおりである。

- a 組抜け料等の支払いの強要等（法第16条第3項）
- b 密接関係者に係る情報提供の強要等（法第16条第3項）
- c 連絡を取ることを求めている旨伝達することの強要等（第1号）
- d 事務所への出頭を求めている旨伝達することの強要等（第2号）
- e 訪問した事実等を伝達することの強要等（第3号）
- f 密接関係者が加入させられることを防止するための行為等をやめることの強要等（第4号）
- g 密接関係者を加入させる行為等を妨げる行為をやめることの強要等（第5号）
- h 密接関係者を加入させる行為等を助けることの強要等（第6号）

2 加入の強要の命令等の禁止（法第17条関係）

この規定は、組織ぐるみで行われている加入の強要等の行為に指定暴力団員が関与することを一切禁止し、加入の強要等の禁止を実効あるものとすることにより、暴力団の加入、脱退に関する組織管理の弱体化を図るとともに、離脱希望者の離脱の促進を図るための規定である。したがって、公共施設や警察施設（派出所、取調室、留置中の暴力団員の面会場所等）へのポスターの掲出等あらゆる機会をとらえて暴力団員にこの規制の周知徹底を図ることにより、暴力団員の加入の強要の命令等の行為の防止に努めること。

(ア) 「配下指定暴力団員」とは、指定暴力団員が指示や命令をすることができるすべての指定暴力団員のことをいい、原則として同一の組織に所属する者であって、組織内の役職がより下位の者やいわゆる擬制血縁関係における地位がより下位の者がこれに当たり、例えば次のとおりである。

- a 首領にとってその暴力団のすべての暴力団員

- b 若頭にとってその暴力団の若中であるすべての暴力団員
- c 舎弟頭にとって、その暴力団の舎弟であるすべての暴力団員

(イ) 「助長」とは、組織の上位の階層に属する指定暴力団員が配下指定暴力団員に加入の強要等を行うことを容易ならしめる行為全般を指すものであり、上位の指定暴力団員が配下指定暴力団員による加入の強要等の行為がなされることを知りながら明示的又は黙示的に承認することを含み、具体的には次のような行為が該当する。

- a 指定暴力団の傘下組織の組長、若頭等の組織の管理者の地位にある者が、配下指定暴力団員から新規加入予定者について報告を受けた際に、その者が少年であることを知りつつ、その者の加入を承認すること。
- b 組長が、脱退を希望する配下の指定暴力団員に対して、脱退妨害行為により過去に中止命令を受けたり、監禁罪等によって検挙されるような脱退妨害行為を再三にわたって行ったことのある若頭等の者に相談するよう告げること。

(ウ) 「助ける」とは、指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して加入の強要等を行うことを容易ならしめる行為全般を指すものであるが、「助長」とは異なり、組織における上下関係のない者の間の行為をいうので、他の指定暴力団員により加入の強要等の行為がなされることを知りながら明示的又は黙示的に承認する行為を含まない。

3 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する措置
(法第18条関係)

(1) 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する中止命令(第1項)

法第18条第1項においては、法第16条第3項に違反する行為を行っている指定暴力団員に対し、当該行為に係る密接関係者が指定暴力団等に参加させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な事項を命ずることができることとされているので、この命令をするに当たっては、命令の内容として当該行為に係る密接関係者に対する加入の強要等の行為又は当該行為に係る密接関係者の脱退を妨害する行為も禁止すること。

(2) 人を威迫して行うその密接関係者に対する加入の強要等に対する再

発防止命令（第2項）

法第18条第2項においても、法第16条第3項に違反する行為を行った指定暴力団員に対し、当該行為に係る密接関係者を指定暴力団等に参加することを強要する等し、又は当該行為に係る密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害することを防止するために必要な事項を命令することができることとされているので、この命令をするに当たっては、命令の内容として当該行為に係る密接関係者に対する加入の強要等の行為又は当該行為に係る密接関係者の脱退を妨害する行為も禁止すること。

第3 暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の規制

法第20条から第27条までの規定において、指詰めを強要する等の行為や少年に対して入れ墨を強要する等の行為についての規制をすることとした趣旨は、指詰めや入れ墨が暴力団からの離脱及び社会復帰の障害となっていることに加えて、指詰めや入れ墨を強要する等の行為が暴力団においては組織ぐるみで行われていることから、暴力団からの離脱を阻害するこれらの不当な行為に指定暴力団員が関与することを一切禁止することにより、これらの不当な行為の防圧を図り、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰の促進を図ろうとするものである。したがって、公共施設や警察施設（派出所、取調室、留置中の暴力団員の面会場所等）へのポスターの掲出等あらゆる機会をとらえて暴力団員に対して指詰め及び入れ墨に関する禁止行為の周知徹底を図ることにより、暴力団員の指詰めを強要する等の行為や少年に対して入れ墨を強要する等の行為の防止に努めること。

また、既に指詰め又は入れ墨が行われてしまった場合には中止命令をすることはできないものの、指詰め又は入れ墨をするに至った経緯を調査の上、強要罪、傷害罪等の犯罪となる行為があれば検挙するとともに、再発のおそれが認められる場合には再発防止命令を確実に行うこと。

1 指詰め等の強要等の禁止（法第20条関係）

「その他の行為」による補助とは、「補助」する行為のうち、例示された「指詰めを使用する器具の提供」以外の指詰めをすることを補助する一切の行為をいい、具体的には、指詰めをする場所の提供、指詰めの方法の教示等がある。

2 指詰め等の強要の命令等の禁止（法第21条関係）

「助長」とは、第22（イ）と同じ意義であり、指詰め等の強要等の行為を「助長」する行為とは、具体的には、次のようなものである。

- a 指定暴力団等の傘下組織の組長、若頭等の組織の管理者の地位にある者が、配下指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して指詰め等の強要をしている現場に同席していながら、これを止めない行為
- b 指定暴力団等の傘下組織の組長が、脱退を希望する配下指定暴力団員に対して、指詰め等の強要により過去に中止命令を受けたり、指詰めにより傷害罪によって検挙されるような行為を再三にわたって行ったことのある若頭等の者に相談するよう告げること。

3 指詰め等の強要等に対する措置（法第22条関係）

指詰め等を強要する等の行為が脱退妨害の手段として行われ、法第16条の規定（脱退妨害の禁止）及び法第20条の規定（指詰め等の強要等の禁止）の双方に違反するときは、法第18条第1項の規定（脱退妨害に対する措置）に基づき、脱退を妨害する行為が中止されることを確保するために必要な事項として指詰め等を強要する等の行為を禁止する旨の命令をすることとし、重ねて法第22条第1項の規定に基づき、指詰め等の強要等に対する中止命令を発する必要はない。

また、脱退を妨害する行為が行われ、その手段として指詰め等を強要する等の行為が行われるおそれがあるときは、法第18条第1項の規定に基づき、脱退を妨害する行為が中止されることを確保するために必要な事項として、指詰め等を強要する等の行為を禁止する旨の命令をすることとする。

4 少年に対する入れ墨等の強要等の禁止（法第24条関係）

入れ墨等の強要等の禁止の対象者を少年に限定したのは、入れ墨は我が国では暴力団員以外にも行う者がいる実態もある等の事情があることから、是非弁別能力が未熟であり、環境等の影響を受け易い少年に限ってこれを禁止したものである。

（ア）上記の趣旨にかんがみ、指定暴力団員以外に入れ墨の彫師に対しても、この規定を設けた趣旨を説明し、暴力団員の依頼を受けて少年に対して入れ墨を施すことのないように啓発に努めること。

（イ）「その他の行為」とは、「補助」する行為のうち、「資金の提供」と「施術のあっせん」以外の少年が入れ墨を受けることを助ける一

切の行為をいい、資金のあっせん、場所の提供、場所のあっせん等が該当する。

第4 離脱の意志を有する者に対する援護等

1 暴力団員の社会復帰対策についての基本的考え方

法において公安委員会が行う離脱希望者等に対する援護の措置の根拠に関する規定を設けた趣旨は、旧法施行後に見られる暴力団員の組織離脱化傾向を助長するとともに、離脱者を社会の一員として定着させるためには、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の行う「暴力団からの離脱の意志を有する者を助けるための活動」に加えて、検挙被疑者等の暴力団員に対する離脱意志の有無の確認、暴力団との離脱交渉の仲介、矯正・保護機関との連携、離脱者を雇用しようとする者に対する離脱の経緯の説明やその者の保護等の措置を充実することが不可欠であること、また、今回の改正により離脱を阻害する不当な行為に対する規制等を強化し、離脱の障害を取り除くこととしたこととあいまって、離脱希望者等に対する援護の措置を行うことが不可欠であることから、援護の措置が暴力団総合対策の重要な柱の一つとして公安委員会の責務であることを明記することにより、援護の措置が確実に行われることを担保しようとするものである。

2 公安委員会と都道府県センターの役割分担

今後は、公安委員会が離脱希望者等に対する援護の措置を行い、都道府県センターが「暴力団からの離脱の意志を有する者を助けるための活動」を行うこととなるが、公安委員会と都道府県センターは、離脱希望者や離脱者の社会復帰のための施策を推進するに当たって、それぞれの機能に着目して適切な役割分担を行い、効率的に諸施策を行う必要がある。

公安委員会が行う援護の措置は、施行規則第27条第1号から第11号までにおいて定めているが、これは、執行力を有し、暴力団関係情報を全般的に把握している行政機関であるという公安委員会の特性に基づき、暴力団関係者に対する警告、暴力団との交渉、関係者の保護に関する業務等都道府県センターが行うことが困難であったり、実効ある措置が執りにくい業務や他の行政機関との協力が必要な業務等公安委員会が行うことが望ましい業務について規定したものである。

したがって、これらの援護の措置は、今後は原則として公安委員会が行うものであるが、離脱者等から都道府県センターに対して相談があった場合において都道府県センター限りにおいて行うことが可能な援護の措置を都道府県センターが行うことを排除するものではなく、むしろ積極的に行うことが望まれる。

一方、都道府県センターは、民事上の問題を解決するための指導、助言及び仲介や金銭的給付のような、次に掲げる業務については創意工夫を凝らして現在よりも内容を充実して行うことが期待されているので、これらの事業が適切に行われるよう都道府県センターに対する指導を行うこと。

- a 離脱者の一時的生活費、転居・帰郷のための費用の貸付け（給付）等金銭等の給付
 - b 離脱希望者の暴力団関係者との消費貸借関係など民事上の問題を解決するための指導、助言及び仲介
 - c 離脱者の離脱後における相談
- 3 離脱の意志を有する者に対する援護等（法第28条関係）
- (1) 援護の措置の対象者
 - c 職業安定行政機関、刑務所等の矯正行政機関及び保護観察所等の更正保護行政機関並びにその関係団体
 - d 都道府県センター
 - e 離脱希望者及び離脱者の親族並びにその縁故者
 - (2) 援護の措置の内容（施行規則第27条）

ア 離脱者を雇用する事業者の募集及び離脱者の採用面接への同道（第1号）

(ア) 事業者の募集の方法は、事業者団体の会合の場において離脱者の受入れを呼びかけ、応募の意志を有する者の申出を促すこと、個別に事業者を訪問して離脱者の受入れを勧誘すること等である。

なお、事業者の募集は都道府県センターも公安委員会と密接に連絡を取りながら行うことができる。

(イ) 「警察の執る措置に関する事項その他の当該事業者による離脱者の円滑な雇用に資する事項を連絡」とするとは、事業者

が離脱者を雇用するに際して抱く不安を除去するために、暴力団員による妨害行為に対して、検挙、法の規定による命令、警告、保護等の措置を行うことやこれまでに就職した離脱者一般の就業意思の強さ、就業態度、他の従業員との協調に関する事項等を連絡することである。

(ウ) 事業者にとっては、離脱者が真に暴力団から離脱しているか否かが重大な関心事であることから、離脱者の雇用について事業者の協力を得るため、離脱したか否かを知り得る立場にある警察職員が事業者に対し離脱の経緯、離脱後の状況等を説明することとしたものである。

なお、事柄が離脱者のプライバシーにかかわるものであることから、事業者に対する説明の内容については、事前に離脱者本人の同意を得ておくこと。

また、離脱者の採用面接の場へ警察職員が同席し一定の事項を説明することを、離脱者及び離脱者を雇用しようとする事業者の「求めに応じ」て行うことに限定した趣旨は、本来当事者間の自由な意思に委ねるべき雇用契約への介入となることを避けるためである。したがって、警察職員が同席すること又は面接の場における警察職員の言動が離脱者又は事業者の自由な意思の形成の障害とならないように留意すること。

(エ) 離脱者の就職及びその定着を可能にするために、事業者の募集に当たっては多数の事業者を確保することはもとより、可能な限り多様な業種の事業者の確保に努めること。

(オ) 民間企業に対して離脱者の就業の受入れをお願いしていることにかんがみ、警察や警察が関係する団体についても、離脱者の就業の受入れについて検討すること。

イ 離脱者又は離脱希望者の就業を援助する民間の組織活動の支援 (第2号)

(ア) 「民間の自主的な組織活動」とは、都道府県センターが行う離脱希望者に係る相談活動、離脱者の就業を援助するための連絡組織である社会復帰対策協議会の行う活動のほ

か、更生保護会の行う活動等が考えられる。

(イ) 「支援」の内容は、離脱者の離脱状況についての情報を提供すること、講演の講師として警察職員を派遣すること、離脱者の受入れに賛同する企業の名称を教示すること等である。

(ウ) 社会復帰対策協議会が未設立の県については、早期にその設立に努めること。

ウ 離脱希望者の離脱を妨げる行為の防止のための警告 (第3号)

「その他の離脱希望者の離脱を妨げる行為」とは、次のような行為である。

a 少年院等刑務所以外の矯正施設を出所する際の出迎え

b 矯正施設や警察の留置施設に入所中の離脱希望者に対するその意思に反する差入れ

c 面会、連絡又は事務所への出頭の要求

d 出所祝い金の交付

e 矯正施設に入所(院)中の家族に対するその意思に反する金品等の供与

f 交際の強要

エ 離脱希望者、離脱者その他の関係者の保護 (第4号)

(ア) 「その他の関係者」とは、当該離脱希望者又は離脱者を密接関係者とする者である。

(イ) 当該者をめぐる情勢に応じて保護対象者としての指定を行い、適切な警戒区分の選定による保護対策を実施すること。

オ 離脱希望者に対する補導 (第5号)

(ア) 「自らその能力を開発する努力を行うことについての指導」とは、公共職業訓練施設や学校等における職業訓練を教示すること等である。

(イ) 「職務上面談する機会を得た場合」とは、犯罪捜査として行う取調べ、法の規定による命令発出に際しての事情聴取等の警察官としての職務を行う際に暴力団員と面談するすべての場合を指すものであるが、離脱の意志を確認する

だけの目的で暴力団員との面談を行うことまでを想定しているものではない。

(ウ) 「その他必要な補導」とは、社会復帰に際しての心構えの指導、国又は地方公共団体が実施する生活扶助その他の保護制度について教示すること等である。

(エ) 都道府県センターは、離脱希望者が都道府県センターに離脱相談に訪れた場合において、離脱及び社会復帰についての心構えの指導、職業訓練や保護制度の教示等を行うことができる。

(オ) この号において補導の対象を離脱希望者に限った趣旨は、暴力団から離脱した後まで公安委員会が後見的に補導を行うことは望ましくないためであるので、離脱後の悩みの相談等離脱者に対する補導については、離脱希望者からの求めに応じて行うような場合を除いて、都道府県センターが行うこと。

カ 離脱希望者の生活環境を調整改善するための離脱希望者の親族に対する助言又は連絡（第6号）

(ア) 「その他離脱希望者の生活環境を調整改善するために必要な助言又は連絡」とは、具体的には、次のようなものである。

なお、離脱希望者が都道府県センターに離脱相談に訪れた場合においては、都道府県センターも行うことができる。

- a 離脱希望者の居所を連絡すること。
- b 離脱希望者の有する技能について連絡すること。
- c 離脱希望者と親族との間の復縁の仲介をすること。 d 離脱希望者が単独で生計の維持ができない場合においてその生計を援助することについて助言すること。
- e 離脱希望者の更生を助けるために適切と思われる場所へ離脱希望者が転居することについて助言すること。
- f 都道府県センターの行う事業若しくは民間の離脱者支援組織を教示すること。

(イ) 「助言」を行うに当たっては、離脱希望者の生計の維持

の援助など離脱希望者の親族の大きな負担になることを内容とするものについては、当該親族の自発的意思により行われることが望ましいものであり、その意思を不当に拘束するものとならないように配慮すること。

キ 離脱希望者の離脱のための交渉の援助（第7号）

「その他の手段」とは、離脱交渉の相手方の連絡先等の教示、警察の行う保護対策の教示、暴力団に対して離脱交渉に応じるように説得すること、離脱希望者に対して他の離脱成功事例を紹介すること等である。

ク 離脱希望者の離脱のための交渉の仲介（第8号）

（ア）民事上の権利行使により被害回復することができる暴力的要求行為の相手方（施行規則第14条）と異なり、離脱希望者には離脱のために暴力団と交渉する法的手段を想定し難いことから、円滑な離脱を実現するためには離脱希望者と暴力団との交渉の場を設けることが有効であるものの、相手が暴力団員であるために交渉の場が設けられない等の場合に、離脱希望者又はその親族の求めに応じて公安委員会が交渉の仲介をすることとしたものである。

（イ）「交渉の仲介」とは、離脱希望者と暴力団との離脱交渉を取り持つことであり、「交渉の援助」とは異なり実質的に交渉の中身に立ち入ることとなる。

したがって、離脱交渉は本来当事者の交渉に委ねるべき性格のものであるので、基本的には離脱希望者が交渉することを第7号の規定により援助することとし、暴力団員が交渉に応じない場合や交渉が難航する場合などに「離脱希望者又は親族の依頼を受けて」交渉の仲介を行うこととする。

ケ 離脱者が手指の再生手術等の施術を受けるために必要な事項の教示（第9号）

（ア）この号の措置は、暴力団から確実に離脱した者が円滑に社会復帰できるようにするための措置であり、離脱を偽装する者を排除する必要があることから、公安委員会の執る援助の措置の対象者を「離脱者」に限定したものであり、

離脱の真偽の確認を確実に行うこと。

- (イ) 「離脱の経緯の説明その他施術を受けることを容易にするために必要な事項の教示」を離脱者又は施術を行う者の「求めに応じ」て行うことに限定した趣旨は、施術の可否、条件等について施術者等の判断又は意思を拘束することのないようにするためである。
 - (ウ) 「離脱の経緯の説明」をする趣旨は、施術を行う者が離脱の真偽について疑問を持っているために当該施術を安心して行うことができない場合に、施術を行う者に対して離脱者の離脱が真実であることを説明し、施術を円滑に行うことができるようにするためである。
 - (エ) 「その他離脱者が当該施術を受けることを容易にするために必要な事項の教示」とは、施術を行う者の氏名・住所等の教示、当該施術の内容、成功事例の紹介や、施術に当たって相手方が提示している施術費用等の離脱者が施術を受けることに対する不安感を除去する事項等を教示することである。
 - (オ) この号の規定に基づく措置を実効あるものとするために、手指の再生手術及び入れ墨の消去手術の可能な医療関係者の把握に努め、社会復帰対策協議会への参加を促すなど、施術を行うことができる者との連絡体制の確立に努めること。
- コ 都道府県センターが行う離脱者援助事業の教示及び関係機関・団体との連絡（第10号）
- (ア) 「その他の矯正機関」とは、少年刑務所、少年院、少年鑑別所等であり、「その他の更生保護機関」とは、地方更生委員会である。
 - (イ) 「保護司会」とは、同一の保護区（保護司がその職務を行う区域をいう。）内で職務を行う保護司が任意に設立した保護司の研修や犯罪予防活動等を行う団体であり、「その他の更生保護団体」とは、更生保護会、更生保護婦人会等である。

、(ウ)「必要な連絡」とは、例えば、刑務所において受刑者に対する教育を行う際に離脱に関する資料を提供する、公共職業安定所の求めに応じて離脱者を雇用する意思のある事業者のリストを提供する等であるが、具体的な連絡、協力の内容、協力の方法等については、別途示す予定である。

サ 離脱希望者又は離脱者の生活環境の調整改善のための関係公安委員会との連絡(第11号)

「生活環境の調整改善」とは、離脱希望者又は離脱者が転居先において、再度暴力団に加入することのないように、これらの者が暴力団に加入する要因を取り除くことであり、具体的には転居先における就業の援助、暴力団からの嫌がらせを防止すること等である。

(3) 援護の措置に係る記録の作成

援護の措置を執った場合には、次の事項について記録を作成すること。

- a 援護の措置の対象者の人定事項(氏名、生年月日、住所、連絡先(電話番号)、登録番号、所属していた暴力団の名称、組織内における地位)
- b 援護の措置の対象者の離脱(離脱希望)理由
- c 援護の措置を執るに至った(離脱相談の)経緯
- d 援護の措置を執った年月日、内容及び結果

(4) 社会復帰アドバイザー(施行規則第28条)

社会復帰アドバイザーの制度を設けた趣旨は、施行規則第16条の規定に基づく被害回復アドバイザーの制度と同様に、退職警察職員を再雇用することにより、その者の知識経験を離脱の意思を有する者に対する援護の措置に生かすとともに、人員増の困難な現状において警察事務の効率化を図ろうとするものである。

社会復帰アドバイザーの選任に当たっては、警察職員であった者で施行規則第27条第1号、第5号、第6号又は第8号の措置に関する実務経験を有する者を選任する必要があるが、当分の間はこれらの実務経験がない者でも適任と認められる者であればこれを選任することもやむを得ないこと。

なお、施行規則第27条第3号、第4号及び第11号の措置については、社会復帰アドバイザーが処理できないこととされていることに留意すること。

また、施行規則第28条第2項において社会復帰アドバイザーが守秘義務を課せられている趣旨は、被害回復アドバイザーと同様である。

(5) 社会復帰のための啓発（法第28条第2項）

法第28条第2項に規定する社会復帰のための啓発を設けた趣旨は、法第28条第1項に規定する援護等の措置を実効あるものとするためには、暴力団から離脱した者が社会経済活動に参加することの重要性について住民や事業者の関心を高めることが必要不可欠であることから、離脱希望者や離脱者の状況の全般を具体的に掌握している公安委員会が啓発活動を行おうとするものであるが、実施段階では都道府県センターと役割を補い合いながら、共同で実施すること。

社会復帰のための啓発として具体的に想定されるものは、例えば、次のとおりである。

- a 暴力団を離脱し、真剣に社会復帰することを望む者を社会に受け入れることについて、広く市民一般の合意がなされるよう離脱者の実態、更正した離脱者の実例について一般的に広報すること。
- b 離脱者の就業の受入れ企業を増やすため、事業者団体や事業者一般に対して、真に更正し真面目に働いている離脱者の実例、受入れ企業の現状、警察の就業に対する取組み等を講演等により一般的に訴えること。
- c 離脱者の詰めた小指の再生手術や入れ墨の消去手術を引き受ける医師が増え、医療技術の普及向上が図られるよう、詰めた小指や入れ墨に起因して離脱者の社会復帰が阻害されている実態、その医療の現状等について医療関係者に対して講演等により訴えること。

(6) 都道府県センターからの報告（法第28条第3項、施行規則第29条）

(ア) 施行規則第29条第1項の規定による都道府県センターから公安委員会への連絡は、公安委員会が援護の措置を行うための端緒にすぎないので、都道府県警察本部暴力団対策担当課に対して電話その他の適宜の手段により離脱相談があった旨連絡すれば足りる。

(イ) 「当該離脱希望者の意思に反する場合」とは、当該離脱希望者が警察への連絡を明確に拒否している場合を除く趣旨であり、連絡をする際に必ずしも当該者に対して同意を求める必要はない。

(ウ) 施行規則第29条第2項の「必要な事項」とは、第1項の規定により援護の措置を講ずる端緒を得た公安委員会が当該者に対して講ずる必要がある援護の措置を執るために必要なすべての事項であり、別記様式の援護の措置関係事項報告書により行うものとする。なお、都道府県センターは別記様式記載の事項のうち、把握しているものを報告すれば足り、公安委員会への報告のために改めて調査を行う必要はない。

(エ) 「離脱希望者が同意した」とは、離脱希望者の同意を必ず必要とする趣旨であり、都道府県センターは報告をする場合には、必ず離脱希望者の同意を得ること。

第5 その他

1 事務所等における禁止行為（法第29条、施行規則第31条関係）

今回の改正により、暴力的要求行為として不当自己株式買取要求行為及び競売等妨害行為を追加し、また、加入強要等の行為規制の強化として人を威迫してその密接関係者を加入させる等の行為を禁止することとしたことに併せて、施行規則第24条に定める事務所の使用の強要が禁止される用務に次の3号を追加した。

ア 株式の買取りに関する交渉（施行規則第31条第6号）

「買取りに関する交渉」には、買取りの要求のほか、買取りの要求をやめる対償として金品等の供与の要求を含む。

法第9条第10号と異なり、「拒絶」や「著しく有利な条件」による買取り要求を行うことは要件とされておらず、株式の買取り等の条件について交渉すること自体が禁止されている。

イ 土地等について支配の誇示をやめる対償として作為又は不作為を要

求する用務（施行規則第31条第7号）

「作為又は不作為」とは、金品等の供与のほか、当該土地等に対する強制執行の申立てをしないこと又はその申立てを取り下げることに、当該土地等に係る保全処分の申立てをしないこと又はその申立てを取り下げることに、入札を諦めることを要求すること等である。

ウ 指定暴力団等からの脱退を容認することの代償として一定の行為を要求する用務（施行規則第31条第9号）

「一定の行為」とは、組抜け料等の金品の供与、指詰めが強要等である。

2 暴力的不法行為等（法別表、施行規則第1条関係）

法別表に、旧法制定後に制定された法律のうち指定暴力団の範囲を画するという観点から、主として暴力団員による犯罪を取り締ることを目的として定められた法律である国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第3章に規定する罪及び特定債権等に係る事業の規制に関する法律（以下「特定債権法」という。）第6章に規定する罪を加えた。

これに伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第29号に、麻薬特例法に規定する罪の中で業として行う不法輸入等の罪（同法第8条）、不法収益等隠匿・收受の罪（同法第9条・第10条）のうち従来の暴力的不法行為等として定められた罪に係るもの等を、同条第30号に、特定債権法に規定する罪の中で、無許可営業の罪（同法第75条第1号）、顧客に対する金銭等の貸付等の禁止違反の罪（同法第76条第7号）等を加えた。

なお、施行規則第1条のうち、麻薬特例法に規定する罪に係る部分（第29号）は平成5年5月12日から、特定債権法に規定する罪に係る部分（第30号）については平成5年6月1日から施行された。

3 その他

(1) 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（平成5年国家公安委員会規則第4号）

指定暴力団の要件に係る暴力的不法行為等として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第3号が掲げられていることから、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成4年法律第105号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条第3号が同条第5号とされたことに伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第25号の当該部分の改正を行ったものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行される。

(2) 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（平成5年国家公安委員会規則第9号）

指定暴力団の要件に係る暴力的不法行為等として、銃砲刀剣類所持等取締法が掲げられていることから、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成5年法律第66号）によりけん銃等加重所持罪（第31条の2第2項）、けん銃等の譲渡し・譲受け等の罪（第31条の3）、けん銃等の譲渡し・譲受け等の周旋の罪（第31条の10）、けん銃部品の譲渡し・譲受け等の罪（第33条第1項）、けん銃部品の譲渡し・譲受け等の周旋の罪（第33条第1号）が新設されたことに伴い、これらの罪を暴力的不法行為等に加えるとともに、同法による条項の移動に伴う規定の整理を行ったものである。

この規則は、平成5年7月15日から施行される。

(3) 不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する告示（平成5年国家公安委員会告示第3号）

不当要求情報管理機関に対する監督を適正に行う等の観点から、その業務が全国の区域に及ぶ不当要求情報管理機関については国家公安委員会が登録することとする等の必要があることから、平成5年5月12日国家公安委員会告示第3号（以下「告示」という。）により、不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正した。なお、以下の引用条文は、告示により改正された後の不当要求情報管理機関登録規程の条文である。

ア 登録（第2条及び第15条）

その業務が全国の区域に及ぶ不当要求情報管理機関に対する監督は、全国の区域にわたる暴力団情報を保有している国家公安委員会が行うことが適当であること等から、不当要求情報管理機関

のうち、その業務が全国の区域に及ぶものについては国家公安委員会が登録及び業務の監督を行うこととした。

イ 登録の要件（第3条第4号）

不当要求情報管理機関が情報を収集し、又は情報を提供する事業者の範囲が他の不当要求情報管理機関と重複することにより、その業務の水準が低下することを防止するため、不当要求情報管理機関の登録の要件として、「業務に係る事業の種別又は業務に係る区域の別に応じ、事業者が不当要求による被害の防止のための措置を効果的に実施するために必要な不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を適切に行う能力を有していること」を加え、その業務に係る事業及びその業務に係る区域が重複する複数の不当要求情報管理機関の登録は認めないこととした。

ウ 登録申請書に添付すべき書類

第3条第4号の登録要件を加えたことに伴い、業務の概要として「業務に係る事業者の事業の種別、業務に係る区域」を組織、事務概況に関する書面に明示することとした。

この規程は、平成5年5月12日から施行された。